

各関係機関長 殿

香川県農業試験場病害虫防除所長
(公 印 省 略)

平成 31 年度病害虫発生調査速報第 1 号について

このことについて、次のとおり発表したので送付します。

平成 31 年度 病害虫発生調査速報 第 1 号

1. 病害虫名： ネギアザミウマ
2. 対象作物： ネギ、タマネギ、ニンニク、アスパラガス、施設栽培野菜・花き類
3. 発生が予想される地域： 県下全域
4. 調査結果の概要
 - 1) 平成31年3月下旬に実施した早生栽培タマネギ（第1表）、普通栽培タマネギ（第2表）、ニンニク（第3表）の発生状況調査で、いずれの品目でもネギアザミウマの発生量が平年に比べ多かった。
 - 2) 県予察圃場の早生栽培タマネギ及び普通栽培タマネギでの発生量は多かった。

第1表 タマネギ早生栽培のネギアザミウマの発生状況

発生圃場率(%)				寄生虫数(頭)			
年次	1月下旬	2月下旬	3月下旬	年次	1月下旬	2月下旬	3月下旬
2009	57.1	100	88.9	2009	0.9	2.2	22.5
2010	83.3	100	83.3	2010	9.8	14.5	77.4
2011	70.0	55.6	80.0	2011	7.4	19.0	37.5
2012	80.0	80.0	90.0	2012	14.9	15.6	23.3
2013	60.0	50.0	60.0	2013	2.3	6.2	16.0
2014	30.0	50.0	90.0	2014	1.7	2.8	37.0
2015	60.0	70.0	70.0	2015	3.3	5.1	26.4
2016	70.0	90.0	100	2016	19.1	35.6	79.6
2017	0.0	60.0	100	2017		11.5	14.9
2018	16.7	0.0	25.0	2018	3.0		8.7
2019	50.0	70.0	100.0	2019	9.8	77.1	54.6
平年値	52.7	65.6	78.7	平年値	6.9	12.5	34.3

第2表 タマネギ普通栽培のネギアザミウマの発生状況

発生圃場率(%)				寄生虫数(頭)			
年次	2月下旬	3月下旬	4月下旬	年次	2月下旬	3月下旬	4月下旬
2009	16.7	44.4	94.1	2009	1.0	23.9	65.8
2010	27.8	27.8	61.1	2010	1.2	2.6	19.3
2011	27.8	11.1	94.4	2011	1.4	3.0	22.5
2012	11.1	16.7	77.8	2012	5.5	10.3	18.0
2013	0.0	33.3	72.2	2013		7.8	38.8
2014	5.6	11.1	72.2	2014	1.0	5.0	16.0
2015	16.7	16.7	72.2	2015	2.7	11.7	16.8
2016	22.2	55.6	82.4	2016	6.0	6.9	39.0
2017	16.7	55.6	83.3	2017	3.0	4.9	26.1
2018	5.9	5.6	61.1	2018	1.0	31.0	16.2
2019	33.3	66.7		2019	12.2	26.4	
平年値	15.0	27.8	77.1	平年値	2.5	10.7	27.8

第3表 ニンニク普通栽培のネギアザミウマの発生状況

発生圃場率(%)				寄生虫数(頭)			
年次	2月下旬	3月下旬	4月下旬	年次	2月下旬	3月下旬	4月下旬
2009	44.4	5.6	66.7	2009	3.1	4.0	20.1
2010	33.3	5.3	29.4	2010	6.8	8.0	6.0
2011	38.9	27.8	55.6	2011	3.9	3.8	35.1
2012	44.4	44.4	44.4	2012	9.1	3.0	4.0
2013	11.1	5.6	27.8	2013	2.0	2.0	7.6
2014	27.8	27.8	22.2	2014	11.4	3.4	9.0
2015	22.2	22.2	27.8	2015	1.5	7.5	6.2
2016	16.7	50.0	50.0	2016	2.3	10.0	74.2
2017	5.6	16.7	83.3	2017	2.0	1.7	24.9
2018	11.1	17.6	33.3	2018	1.5	0.7	8.2
2019	38.9	72.2		2019	15.7	7.5	
平年値	25.5	22.3	44.0	平年値	4.4	4.4	19.5

5. 防除実施上の留意点

- 1) 光反射資材を設置することで侵入量を抑制することができる。
- 2) 施設栽培では、黄色または青色粘着トラップを設置するなどして、野外からの侵入に注意する。
- 3) 圃場内及び圃場周辺の除草に努める。
- 4) 防除後も表土中の蛹や葉肉内の卵により新たに羽化、孵化する場合もあるので、多発圃場では7～10日間隔で防除を行う。
- 5) 食害痕から病原菌が侵入するので、食害が認められる場合は早期に防除を行う。
- 6) 抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない

病害虫防除所インターネットホームページ

URL: <http://www.jpnpn.ne.jp/kagawa/>